

医療・ケアに関する適切な意思決定支援の指針

I.はじめに

当院では、すべての人には本人でも侵すことのできない尊厳があることを認め、与えられた人生をより良く過ごせる様にそれぞれの人に十分寄り添える医療や看護をめざす。

この理念に基づき、当院の医療チームは患者の意思を尊重し、家族等の想いを十分ふまえながら最善の道を探り実施するように努めなければならない。そこで当院の「医療・ケアにおける適切な意思決定支援」についてガイドラインを策定することとした。本ガイドラインは、基本的な医療・ケアの在り方を示し、医療・ケアチーム、患者、家族の間で共有すべきコンセンサスの在り方を示すことを目的とする

医療法第1条の4第2項では、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」とされており、本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で適切な医療提供を行うことが重要である。

超高齢社会の本邦においては医療・ケアを求めて医療施設を受診する患者で、医療・ケアにおける意思決定の際に本人の判断能力の程度が不十分なことも少なくないが、本人の意思が一番重要であり、その意思を尊重した医療・ケアを提供する中で、尊厳ある生き方を実現していかなければならない。その様な現状での意思決定を支援する方策として、Advance Care Planning (ACP) の考え方が普及しつつある。本人の意思は変化し得るものであることから、医療関係者より適切な情報提供と説明がなされた上で、本人を主体にその家族等及び医療・ケアチームが折に触れ繰り返し話し合いを行い、本人の意思を共有しておくことが重要である。そのためには可能な限り判断能力が不十分になる前の段階から開始し、人生曲線に沿って、健康状態の変化時やライフイベントの折に繰り返し実施することが必要と考えられる。

当ガイドラインでは、医療・ケアの提供・享受に関する意思決定支援の目的・理念を指針として示し、その実践について言及する。

当ガイドラインは必須業務や要件でなく、意思決定支援で困った時に話の整理等に医療従事者が利用するものであり、今後運用や解釈など実用における問題・課題や世相などに応じて随時改定していくものである。

II.医療・ケアに関する適切な意思決定支援の指針

当院における医療及びケアに関する適切な意思決定支援においては、医療チームと患者本人及び近親者等で折りに触れ繰り返し行う話し合い（人生会議、（ACP：Advance Care Planning）に基づいて、患者自身がその人らしい人生を過ごせる様、患者本人の意思決定を尊重して、患者の人生観や価値観・希望に沿った、将来の医療及びケアを具体化することを目標とする。

この指針の対象となるのは、当院を受診されたすべての患者さんとする。